

◎国家公務員の退職給付の給付水準の

見直し等のための国家公務員退職手

当法等の一部を改正する法律

(平成二四年一月二六日法律第九六号)

一、提案理由(平成二四年一月一六日・衆議院総務委員)

○樽床国務大臣 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、退職給付の官民均衡を図る観点から、人事院
国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律

による官民比較調査結果及び見解等を踏まえ、退職手当の額を引き下げるとともに、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二条の規定等を踏まえ、国家公務員の共済年金の職域加算額の廃止に伴い退職等年金給付を設ける等の措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、国家公務員退職手当法につきましては、本則の基本額の規定により計算した額に乗じる調整率を百分の百四から百分の八十七に段階的に引き下げることとしております。また、各省各庁の長等は、定年前に退職する意思を有する職員の募集を行うことができることとする等、早期退職者の募集及び認定の制度を設けることとするほか、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の内容の拡充を行うこととしております。

第二に、国家公務員共済組合法につきましては、退職等年金給付として退職年金、公務障害年金及び公務遺族年金を設けることとしております。退職年金は、終身退職年金及び有期退職年金とし、保険料の追加拠出リスクを抑制するため、給付設計にキャッシュバランス方式を採用した上で、保険料率に上限を設けることとしております。また、公務員制度の一環として、

組合員が懲戒処分を受けたとき等一定の場合に給付の制限を行うこととするほか、公務障害年金及び公務遺族年金の年金額につきましては適切な水準を確保することとしております。さらに、共済年金の職域加算額の廃止に伴い、施行日前の組合員期間を有する未裁定者に対する経過措置を規定することとしております。

このほか、施行期日及びこの法律の施行に関し必要な経過措置について規定するとともに、関係法律につきまして必要な規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

……………(略)……………

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二四年一月一六日)

○小宮山洋子君 ただいま議題となりました両案につきまして、総務委員会での審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案は、民間における退職給付の支給の実情に鑑み、退職手当の額を引き下げる

とともに、公務員共済の職域加算額の廃止に伴う退職等年金給付を設ける等の措置を講じようとするものです。

……………(略)……………

両案は、昨十五日日本委員会に付託され、本日、樽床総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、質疑を終局し、討論を行い、採決の結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

三、参議院総務委員長報告(平成二四年一月一六日)

○松あきら君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案は、民間における退職給付の支給の実情に鑑み、退職手当の額を引き下げるとともに、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二条の規定等を踏まえ、公務員共済の職域加算額の廃止に伴う退職等年金給付の導入及び経過措置を講じようとするものであります。

……………(略)……………

委員会におきましては、両法律案を早急に成立させるべき理

由、公務員の士気低下への懸念、退職手当の段階的引下げ措置の妥当性、地方公務員の退職手当への影響及び国の関与、天下り禁止方針と早期退職募集制度との整合性、労働組合との協議の有無等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。